

# 地デジチューナーの無償給付について

◎ 市政情報課情報システム係 ☎235091

七月二十四日までに、テレビ放送は「地上アナログ放送」から「地上デジタルテレビ放送（地デジ）」に変わります。地デジを見るためには、対応するテレビに換えるか、現在利用しているアナログテレビに、地デジチューナーなどをつなぐ必要があります。

### ■申込期限

七月二十四日(日)(消印有効) ※締め切りが近くなると、申し込みが集中することが予想されますので、早めに応じ込んでください。

### ■支援内容

地デジチューナー一台（テレビは給付しません） ※設置方法や操作方法については、総務省地デジチューナー支援実施センターが電話でサポートします。

### ■申込に必要なもの

①世帯全員が記載された住民票 ②世帯全員分の市町村民税非課税証明書

### ■申込書の入手方法

市政情報課（市役所東庁舎一階）、各総合支所総務課で配布しています。 また、総務省地デジチューナー支援実施センターのホームページから

ダウンロードもできます。 郵送を希望する場合は、総務省地デジチューナー支援実施センターへ連絡してください。必要部数が送付されます。

### ■申し込み・問い合わせ先

総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570・023724 ☎043・302・0284 <http://www.chidejiten.jp/>

### 悪質商法にご注意ください！

この支援による地デジチューナーの給付について費用を請求することはありません。 テレビ調査員や工業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺（架空請求）が発生しています。地デジに関する関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

# 大崎市図書館等複合施設基本構想パブリックコメントを募集します

◎ 教育委員会生涯学習課 ☎25035 ☎24004

平成二十六年開館予定の新しい図書館について、「大崎市図書館等複合施設基本構想（案）」を策定しました。

### ■応募資格

市内に居住または勤務している人、市内に事業所を有する個人または法人

### ■応募期間・案の閲覧期間

二月一日(火)から二月二十一日(月)まで

### ■閲覧方法

(1)市ウェブサイトに掲載 (2)窓口での閲覧 教育委員会生涯学習課 (岩出山総合支所二階) 市政情報センター(市役所東庁舎一階) 市政情報課(各総合支所総務課内)

### ■応募方法

任意様式に案に対する意見、住所、氏名または事業所名、電話番号などの連絡先を記入し、生涯学習課(〒989・6492 岩出山字船場二十一)へ持参または郵送、ファクス、Eメール(ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp)で提出。 ※郵送の場合は二月二十一日(月)消印有効

# 大崎定住自立圏共生ビジョンパブリックコメントを募集します

◎ 政策課政策企画担当 ☎232129 ☎232427

昨年十月、大崎市と色麻町、加美町、涌谷町、美里町の一市四町が、互いに連携・協力し、圏域全体の活性化を図ることを目的とした「大崎定住自立圏形成協定」を締結しました。

### ■応募資格

大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町に居住または勤務している人および事業所を有する個人または法人

### ■応募期間・案の閲覧期間

二月八日(火)から二月二十八日(月)まで

### ■閲覧方法

(1)市ウェブサイトに掲載 (2)窓口での閲覧 政策課(市役所西庁舎四階)、市政情報センター(市役所東庁舎一階) 市政情報課(各総合支所総務課内)

### ■応募方法

この取り組みの計画となる「大崎定住自立圏共生ビジョン（案）」は、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、大崎市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備することで、周辺町に必要な生活機能を確保することを目指しています。

また、地域の豊かな自然環境を生かした地域づくりについても互いに連携・協力して取り組みます。

この案に対する皆さんのご意見やご提案を募集します。

# 国民健康保険に関する手続きについてお答えします

◎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎236051

Q 入院していた五十歳の夫が今月退院して、これからは週三日間ずつ外来治療を受けることになりました。

以前、入院をしたときは、市役所に申請をして「国民健康保険限度額適用認定証」を発行してもらい、自己負担限度額を支払うだけで済みましたが、これから治療費や薬剤費が多額になりそうです。 外来でも何か制度はあるのでしょうか。

A 外来での治療費や薬剤費は、医療機関や調剤薬局に支払ったあとに、高額療養費の支給申請が必要で、支給されるまでには、三カ月程度かかります。

そこで、大崎市では国民健康保険加入者の外来での治療が自己負担限度額を超える場合、高額療養費相当額を融資する貸付を行っています。 この制度を利用すれば、医療機関への支払いが自己負担限度額まで済みます。 利用できるのは、同一医療機関での月の支払いが自己負

担限度額を超える外来での治療および調剤です。 世帯構成や所得によって、

自己負担限度額などが異なる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 自己負担限度額（月額）

【70歳未満の人の場合】

区分	高額療養費に該当する月が3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者世帯 ※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般課税世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。未申告の場合も上位所得者とみなされます。  
※2 過去12カ月以内に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

【70歳以上75歳未満の人の場合】

区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並所得者 ※3	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※4
一般課税世帯	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

※3 70歳以上の国民健康保険被保険者に住民税の課税所得が145万円以上の人が1人でもいる世帯の人。  
※4 過去12カ月以内に、世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円となります。